

373

385口

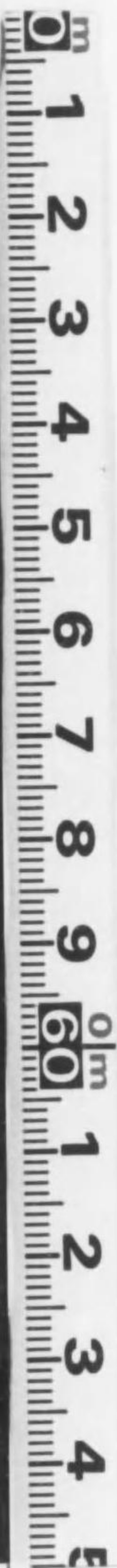
373-385口



1200501450091

副業奨励金交付関係要覽

農林省農務局



始



昭和五年十月

副業獎勵金交付關係要覽

農林省農務局

807  
平

373-3850

緒言

大正十五年ニ副業奨励金交付關係要覽ヲ發刊シテ副業ニ關スル執務ノ便ニ供シタルモ其ノ後改廢追補ヲ要スルモノアルヲ以テ茲ニ之ヲ補修シテ副業奨励金交付關係要覽ヲ刊行ス

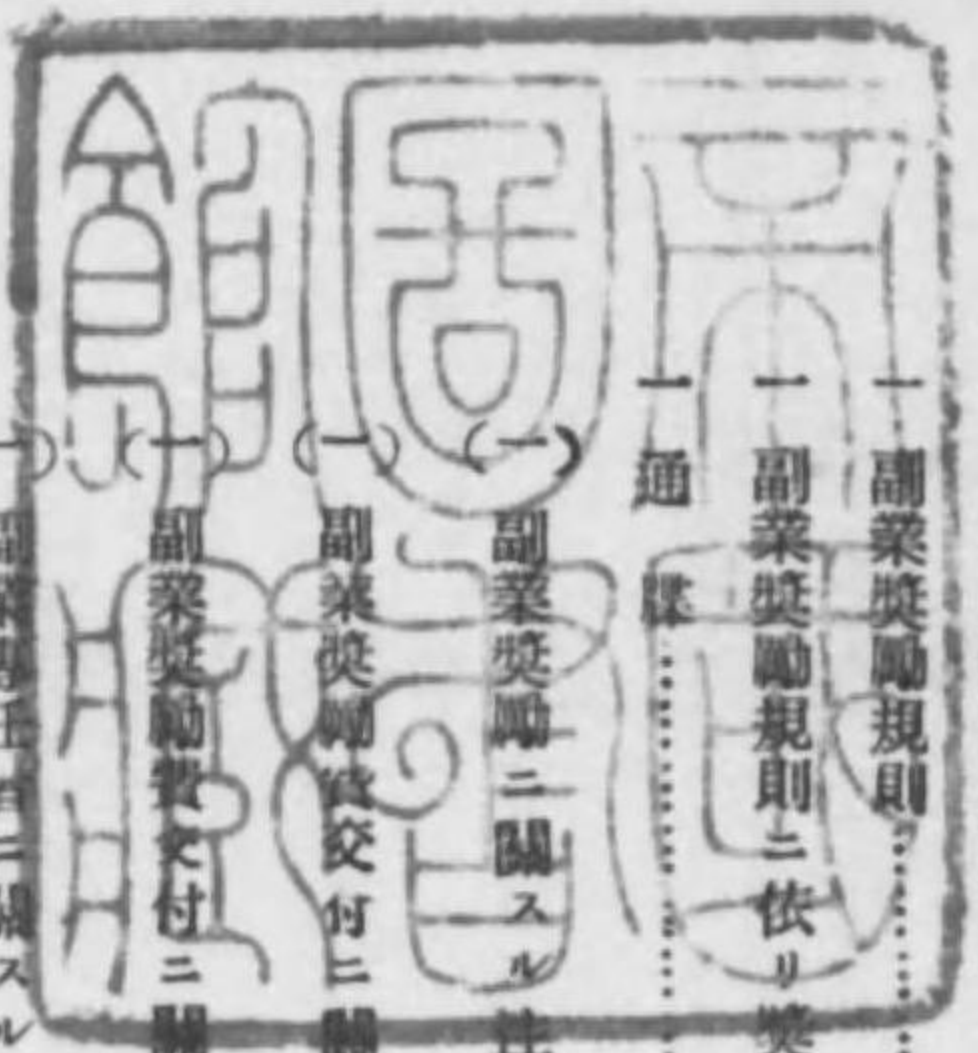
昭和五年十月

農林省農務局

# 副業獎勵金交付關係要覽

## 目次

一 副業獎勵ニ關スル沿革	三
一 副業課管事項	三
一 副業獎勵規則	三
一 副業獎勵規則ニ依リ獎勵金ヲ交付スヘキ法人指定	三
一通 條	三
一 副業獎勵ニ關スル注意ノ件(大正五年六月農文第一八四二號)	七
一 副業獎勵交付ニ關スル件(大正七年七月十三日農第九一五一號)	七
一 副業獎勵交付ニ關スル件(大正十四年五月二十八日農局第一〇五二號)	八
一 副業專任者ニ關スル件(大正十四年十一月十四日一四農局第二一二九號)	九
一 委爲獎勵ニ對シ副業獎勵費交付ニ關スル件(昭和二年五月二十一日農局第一一一六號)	九
一 副業獎勵金交付申請ノ件(昭和二年七月五日二農局第一四九二號)	九
一 副業專任者ノ任用又ハ昇給ニ關スル件(昭和三年一月二十日三農局第一二四號)	一〇



(一) 副業ニ關スル團體獎勵ノ件(昭和三年二月四日三農第一二五〇號).....10

(一) 副業ニ關スル産業組合ノ件(昭和三年三月三日).....11

(一) 昭和五年度副業獎勵金交付ニ關スル件(昭和四年十月十五日).....11

(一) 副業獎勵金交付申請書添附書類並事業成績及其ノ收支決算報告ノ件(昭和五年二月三日五農局第二八二號).....12

一 課長注意事項.....12

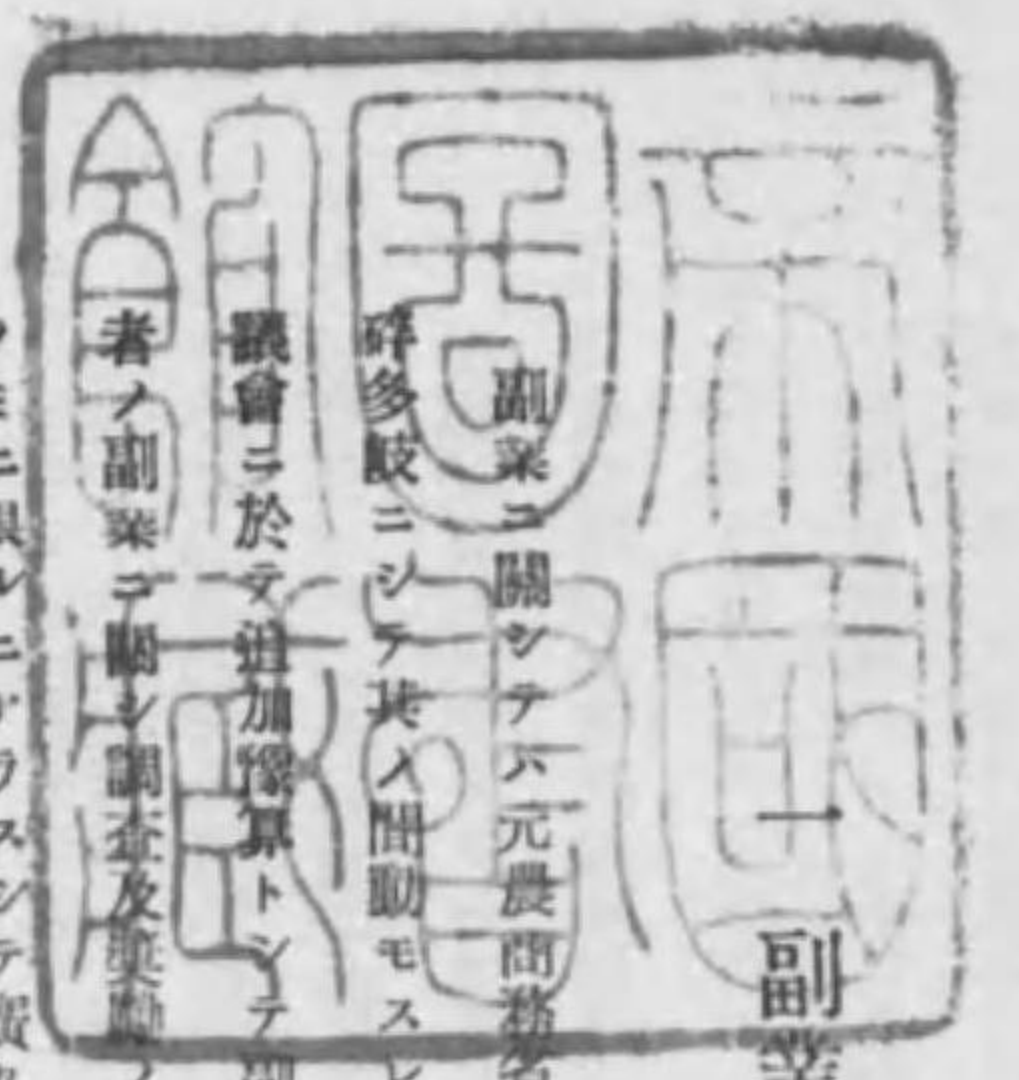
(一) 大正十四年五月副業主任官會議ニ於ケル副業課長注意事項.....12

(一) 昭和二年六月副業主任官會議ニ於ケル副業課長注意事項.....12

(一) 昭和四年六月副業主任官會議ニ於ケル副業課長注意事項.....12

一 副業獎勵金交付表(自大正十四年度至昭和四年度).....12

副業獎勵ニ關スル沿革



副業ニ關シテハ元農務省ニ於テ農務、商工、山林、水産ノ各局夫々或ハ調査ヲナシ或ハ獎勵ヲ行ヒタリシカ副業ノ事タルヤ零碎多岐ニシテ其ノ間動モスレハ聯絡ヲ缺キ且ツ重複抵觸ヲ來サントスルノ嫌ナキニアラサリシヲ以テ大正六年六月第三十九回帝國議會ニ於テ追加豫算トシテ副業獎勵費ヲ要求シ之カ協賛ヲ經テ同年九月農務局内ニ副業課ヲ新設シ農務、漁村ニ於ケル一般中小産者ノ副業ニ關シテ調査及獎勵ノ事務ヲ取纏メ掌ルコト、爲セリ即チ該課ハ農務局ニ屬スト雖モ其ノ事務ハ農業的副業又ハ農家ノ副業ノミニ限ルニアラスシテ廣ク手工的副業、林産的副業、漁家ノ副業等他ノ方面ニモ亘ルモノトス 本省ハ副業獎勵ニ付講演、實地指導、指示應答、仲介、調査、參考品及器具機械ノ購入交付又ハ交付、補助金ノ交付等各種ノ方法ヲ行フト雖副業ノ獎勵ハ其ノ性質上全國ナニ一律ニ律シテ或ル特定ノモノヲ普及スルコト難ク各地方ノ事情ニ依リ其ノ宜シキニ應ジシメサルヘカラサルカ故ニ寧ロ地方ニ援助ヲ與ヘ充分其ノ施設ヲ行ハシムルヲ以テ一層適切トス依テ相當金額ノ獎勵費ヲ豫算ニ計上シ地方ノ申請ニシテ適當ト認めラル、モノニ對シテハ成ルヘク之ニ應ジテ補助金ヲ交付シ殊ニ地方ニ於テモ其ノ一般ニ通シテ調査及獎勵ノ中心タルヘキ專任職ヘノ設置動ヲ獎セリ

其ノ後大正八年該省分課規定ニ依リ副業ノ事務ト産業組合ノ事務トヲ合シ從本ノ副業課ハ農務課ト改稱セラレシカ大正十四年三月農林省官制ノ公布セラル、ニ當リ同年四月一日農文第五號農林省分課規定ニ依リ農務課ヲ廢シ産業組合ノ事務ヲ分離シテ別ニ副業課ヲ再設シ從來ノ通り副業ノ調査及獎勵ニ關スル事務ヲ掌ルコト、爲リ昭和二年五月二十六日分課規程ノ改正ニ依リ副業課ニ於

テ上記ノ事務ノ外農家ノ經濟及農業ノ經營改善ノ調査ニ關スル事項及副業加工品ノ検査及同業組合ニ關スル事務ヲ掌ルコトナレ

副業獎勵費豫算ハ大正六年度ニ於テ産業獎勵費中ニ一萬四千一百圓ヲ計上シ一府縣約三百圓ノ割合ヲ以テ專ラ副業專任職員設置費ニ充テ先ツ職員ヲ置キテ獎勵ニ備ヘシムルコトトセリ但シ地方ニ依リテハ特殊ノ事由ヨリシテ縣農會ニ副業獎勵ノ專任職員ヲ置キ地方廳ヨリ之カ補助ヲ爲スモノナキニアラス之等特殊ノ事情アルモノニ付テハ例外的ニ暫ク之ヲ認メタルモ産業各山トノ聯絡及事業ノ遂行上農會ニ該職員ヲ設置スルノ適當ナラサルモノアルニ依リ漸次之ヲ移スコトニ力メタル結果現在ニ於テハ縣農會ニ設置セラル、モノナキニ至レリ 大正七年度ヨリハ副業專任職員設置費ノ外地方ニ於ケル各種事業ニ關スル經費ニ對シテモ補助スルコト、シ爾來該專任職員設置費及事業費補助ニ關スル經費豫算トシテ年々九萬二千九百九十圓ヲ計上セリ 其ノ後大正十四年度豫算ニ於テ新ニ農村振興費ヲ起シ沈滞セル農村經濟ノ作興ヲ圖ラムトスルニ際シ副業獎勵費ヲ該費日中ニ移スコト共ニ大ニ之レヲ増額シテ三十四萬三千一百二十二圓ヲ計上シ昭和二年度迄同額豫算ヲ計上實施シ來レルモ昭和三年度ヨリ經費節約ニ依リ實行豫算ニ於テ同年度、三二六、四七圓 同四年度、三一五、四八二圓 同五年度、二六八、六六〇圓ニ減額施行スルコト、ナレリ 獎勵ノ實施ニ關シテハ獎勵費ノ設ケラレタル當初大正六年九月各地方長官ニ通牒ヲ發シ專任職員ノ設置ヲ勸奨シタルカ大正七年一月道府縣勸業課長副關係官ヲ本省ニ招集シ副業獎勵事務ニ付打合會議ヲ開キタル結果同年二月各地方長官宛通牒ヲ以テ補助申請ニ關スル計畫書ノ要項ヲ示シ其レニ據リテ專任職員設置ノ外各種事業ニ對スル補助ニ付テ申請ヲ爲サシメタル上同年六月次官ノ下ニ關係各局課ヨリノ委員ヲ會同シテ補助金ヲ査定交付セリ コノ補助金ヲ査定ニ付テハ地方廳ヲシテ豫メ其ノ規準ヲ了知セシムル必要ヲ認メ翌七月各地方長官宛別項通牒ヲ發送セルカ同年十一月更ニ本省ニ地方副業主任者會議ヲ開キ關係事務ニ付詳細ナル打

合ヲ爲スト共ニ補助金ノ査定及申請ニ關シ注意スヘキ事項ヲ指示セリ 大正八年一月大正八年度獎勵計畫及豫算作製ニ關スル通牒ヲ爲シ大正七年二月ノ通牒ノ内容ニ付多少ノ修正ヲ加ヘタリ 大正十四年五月九日農林省令第十二號ニ依リ別項ノ如ク副業獎勵規則ヲ制定シ以テ副業獎勵費ノ増額ニ應ジ本省ノ獎勵事項ヲ明確ニシ之レヲ一般ニ周知セシムルコト、ナレルカ其ノ結果既ニ提出濟トナレル地方副業獎勵費交付申請ノ更正ヲ爲サシムル必要ヲ生シ同年二月二十八日各地方長官ニ對シ副業專任者設置及事業獎勵金交付ニ關スル通牒ヲ發セリ尙上記省令第一條ニ依リ獎勵金ヲ交付スヘキ法人ニ關シテハ同年六月本省告不ヲ以テ別項ノ通り之レヲ指定セリ昭和二年度ニ至リ養鶏獎勵ニ關シ別ニ豫算ヲ計上シタルヲ以テ副業獎勵費ヨリ交付ヲ爲サ、ルコト、シ昭和二年五月二十一日各地方長官宛其ノ旨通牒ヲ發セリ尙副業獎勵規則第三條ノ副業獎勵金交付申請書添附書類及同則第四條ノ副業獎勵金決算及事業成績報告書ノ記載事項區々ニシテ審査上不便ナルニ鑑ミ其ノ記載事項ヲ一定シ昭和五年二月三日各地方長官宛通牒ヲ發セリ

一 副業課 管 掌 事 項 (昭和四年六月二十八日改正)

- 一 農家ノ經濟及農業ノ經營改善ノ調査ニ關スル事項
- 二 副業ノ獎勵ニ關スル事項
- 三 副業加工品ノ検査及同業組合ニ關スル事項

一 副業獎勵規則

(大正十四年五月九日農林省令第十二號副業獎勵規則)

第一條 農林大臣ハ農村ニ於ケル副業ヲ獎勵スル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ道府縣及農林大臣ノ指定スル法人又ハ組合ニ對シ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ニ付道府縣、法人又ハ組合ノ支出スル費用及補助金ニ對シ之ヲ交付ス但シ其ノ事項ニ付別ニ國庫ヨリ補助金又ハ之ニ準スルモノ、交付ヲ受ケル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 道府縣ニ於ケル副業獎勵ノ事務ニ從事スル專任者ノ設置

二 副業ニ關スル傳習會、講習會、展覽會、共進會、競技會等ノ開設

三 副業ヲ指導スヘキ技術員ノ養成

四 副業ニ關スル調査及試験

五 副業ニ關スル參考品並副業用種苗及器具機械ノ購入及配付

六 副業品ノ生産及販賣ニ關スル斡旋

七 副業ニ關スル組合ノ設立

八 前各號ノ外農林大臣ニ於テ必要ト認ムル事項

第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル道府縣、法人又ハ組合ハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スヘシ

一 獎勵計畫

二 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル事項ニ付其ノ計畫ノ内容及收支豫算

前項第二號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケテ施行シタル事業ノ成績及其ノ收支決算ヲ翌年度六月三十日迄ニ農林大臣ニ報告スヘシ

第五條 道府縣、法人又ハ組合其ノ交付ヲ受ケタル獎勵金ノ全部ヲ當該年度内ニ支出スルコト能ハサルトキハ其ノ殘額ヲ當該年度後ニ於テ行フ同一ノ事業ニ對シ支出スル義務アルモノトス

第六條 農林大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

一 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者第三條第二項ノ規定又ハ補助ノ條件ニ違反シタルトキ

二 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者獎勵金ノ殘額ヲ繰越支出セサルトキ

三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

第七條 本則ニ依リ農林大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
第三條中二月末日迄トアルハ大正十四年度ニ限り大正十四年六月三十日迄トス

### 一 副業獎勵規則ニ依リ獎勵金ヲ交付スヘキ法人指定

（大正十四年六月九日農林省告示第三十四號  
同年九月農林省告示第九十六號改正  
昭和四年七月一日農林省告示第八十六號改正）

副業獎勵規則第一條ニ依リ獎勵金ヲ交付スヘキ法人左ノ通り指定ス

道府縣農會  
府縣ヲ區域トスル山林會  
帝國水產會  
日本產業協會  
日本農民美術研究所

北海道林業會  
道府縣水產會  
大日本水產會  
中央畜產會  
帝國農會

一通 牒

(一) 副業獎勵ニ關スル注意ノ件

(大正五年六月農文第一八四二號)  
農商務次官ヨリ各地方長官宛

- 一 副業ノ獎勵ニ付テハ生産ト販路トノ聯絡ニ最モ注意シ苟クモ中道挫折ノ虞ナキヲ期スルコト
- 二 地方畜産家ノ子弟ヲシテ力メテ副業獎勵ノ衝ニ當ラシムルハ事業ノ發展ト人物經濟トニ於テ一舉兩得タルヘキコト
- 三 地方廳ニ於テ副業ノ種類、原料ノ供給及生産物ノ販路等ヲ調査シ適宜管内ニ周知セシムルコト
- 四 副業ノ選擇ニ付テハ特種ノ事情アル場合ノ外左ニ掲クル要綱ニ注意スヘキコト
  - イ 本業ニ支障ヲ及ホサス且餘裕アル努力ヲ利用スルニ適當ナルコト
  - ロ 作業容易ニシテ成ルヘク老幼婦女子ニテモ行ヒ得ルコト
  - ハ 資本ノ多ク要セス且回收ノ速ナルコト

ニ 原料容易ニ得ラレ且豊富ナルコト

ホ 販路廣ク且繼續ノ望アルコト

ヘ 將來機械工業タルヘキ素質ヲ有スルモノニ付テハ之ヲ避ケルコト

- 五 副業品ノ生産又ハ加工ハ成ルヘク生産組合、畜産組合、漁業組合其ノ他ノ共同組織ニ依ラシムルコト
- 六 副業品ノ原料ハ購買組合ヲ利用シテ其ノ購入ヲ圖ラシメ又ハ農會、山林會等ニ於テ共同購入ノ斡旋ヲ爲サシムルコト
- 七 副業品ノ生産及購入ニ要スル資金ハ信用組合ヲ利用シテ其ノ供給ヲ圖ラシムルコト
- 八 地方廳ニ於テ農會、山林會、畜産組合、畜産組合、漁業組合、同業組合、商業會議所等ノ聯絡ヲ圖ルコト
- 九 生産品ニ付テハ販賣組合、畜産組合、漁業組合等ヲシテ販賣ニ當ラシメ又ハ農會、山林會、同業組合等ヲシテ共同販賣ノ斡旋ヲサシムルコト
- 十 生産品ノ粗製濫造其ノ他不正手段ヲ防ク爲檢査其ノ他相當ノ方法ヲ講スルコト

(一) 副業獎勵費交付ニ關スル件

(大正七年七月十三日農第九一五一號)  
農務局長ヨリ各地方長官宛

大正八年度豫算編成期ト相成候處副業獎勵費交付ニ關シテハ明年度以降左記要項ニ依ルヘキニ付其ノ旨含置相成度此段依命及遵  
候也

記

一 及 二 (變更)



- 三 一團體ニ對シテ補助金額五十圓未満ノモノハ認メサルコト
- 四 専ラ或種ノ副業ノミニニ付指導ノ任ニ當ルヘキ技術員ノ費用ニ付テハ短期ノモノニ對シテハ補助スヘキモ常置ノモノニ對シテハ補助セサルコト

(一) 副業獎勵費交付ニ關スル件

(大正十四年五月二十八日農局第一〇) (五二號農務局長ヨリ各地方長官宛)

大正十四年ノ副業獎勵費交付ニ付テハ既ニヒキ申請相成居候處當該經費豫算ノ増額並副業獎勵規則ノ發布ニ伴ヒ變更ノ事ヲ生シ候ニ付テハ左記ニ依リ更メテ補助申請相成度曩ニ道府縣副業主任官會議ノ際指示ノ次第モ有之候ヘ共爲念此段及通牒候也

記

一 副業專任者ニ關スル件

(イ) (自然消滅)

(ロ) 今後任用スヘキ副業專任者ニシテ副業獎勵費ノ交付ヲ受ケル者ニ付テハ其ノ任用又ハ昇給ニ付必ス豫メ打合セラル、コト

二 事業獎勵金交付ニ關スル件

(イ) (自然消滅)

(ニ) 獎勵金ハ主トシテ野ニ之ヲ交付シ縣農會、縣山林會、縣水產會ニ對スル獎勵金ハ夫々縣副業主任ト連絡調和ヲ保チ充分打

合セノ上事業ヲ計畫實施スルモノニシテ副業獎勵計畫上ヨリ見タル長官ノ副申アルモノニ限リ交付スルモノナレハ之等ノ團體ニ對シテハ豫メ遺憾ナキ様適宜打合ノ方法ヲ講セラレマキコト(以下自然消滅)

(一) 副業專任者ニ關スル件

(大正十四年十一月十四日一四農局第二二二九號) (農務局長ヨリ各地方長官宛)

副業ノ調査獎勵ノ事務ニ從事スヘキ專任者ニ關シテハ國庫ヨリ該獎勵金ノ交付ヲ受ケル者ト否トナ問ハス自今異動ノ際ハ其ノ年月日、官職氏名、任用ニ付テハ履歷書添附其ノ都度報告相成度此段及通牒候也

追テ當該獎勵金ノ交付ヲ受ケサル既設ノ專任者ノ分ニ付テハ此際至急報告相成度申添候

(一) 養鶏獎勵ニ對シ副業費交付ニ關スル件

(昭和二年五月二十一日二農局第一一一六號) (農務局長ヨリ各地方長官宛)

從來副業獎勵費ヲ以テ助成シ來リシ養鶏ニ關スル施設ニ對シテハ本年度以降、昭和二年度ヲ含ム、當該獎勵費ヨリ交付相成ラサル次第ニ有之候條其ノ旨御了知相成度此段及通牒候也

(一) 副業獎勵金交付申請ノ件

(昭和二年七月五日二農局第一四九二號) (農務局長ヨリ各地方長官宛)

自今大正十四年五月農林省令第十二號副業獎勵規則ニ據リ副業獎勵金ノ交付申請ヲ爲スヘキ場合ニハ左記事項御了知ノ上當該申請書

類正副貳通提出相成様度此段及通候也

追書(自然消滅)

記

一 副業獎勵金交付申請書類ハ會計檢査院ノ要ホニ依リ支出証明ノ資料トシテ同院ニ送付スルニ依ル 但シ貴管下指定團體ヨリノ申請ニシテ其ノ交付申請額金參千圓以上ノ場合亦同シ

(一) 副業專任者ノ任用又ハ昇給ニ關スル件 (昭和三年一月二十日三農局第一二四號)

國庫ヨリ副業獎勵金ノ交付ヲ受クル副業專任者ノ任用又ハ昇給等ニ關シテハ曩ニ大正十四年五月二十八日附十四農局第一〇五二號通牒ヲ以テ指示致置候處往々ニシテ右通牒ノ趣旨ニ添ハサル向モ有之候ニ就テハ自今當該專任者ノ任用又ハ昇給ニ付テハ必ス事前ニ打合ノ手續相成度此段及通候也

(一) 副業ニ關スル團體獎勵ノ件 (昭和三年二月四日三農第一二五〇號)

副業ニ關スル團體ヲ組織スルコトハ斯業ノ改善發達上最緊要ナル施設ニシテ從來當局ノ指導獎勵ト相俟テ相當該組織ノ普及ヲ見ルニ至レリト雖其ノ基礎多クハ薄弱ニシテ所期ノ目的ヲ達成スルコト難キ實情ニ有之候ニ付爾今副業ニ關スル共同施設ノ獎勵ニ付テハ可成既設法人ヲシテ其ノ事業ヲ行ハシムル途ヲ講スルト共ニ新ニ組織スルモノハ可成產業組合等ノ法人組織ニ依ラシムル様致度又副業團體ノ助成ハ其ノ事業促進上必要ト被認モ從來道府縣ノ施設中ニハ廣ク多數ノ團體ニ對シテ少額宛經營費ニ補助シ又ハ單ニ成績表彰

ノ意味ヲ以テ補助スルニ過キサル爲補助ノ效果ヲ充分ナラシメ得サルモノモ有之候ニ付テハ今後本省ノ獎勵金ヲ受ケテ行フ道府縣ノ副業團體助成施設ハ可成法人ヲ對象トシ且補助事項ハ副業用設備、副業ニ關スル參考品並副業用種苗及器具機械ノ配付、副業ニ關スル傳習會 講習會 展覽會 共進會 競技會等ノ開設、副業ヲ指導スヘキ技術員ノ養成及副業ニ關スル試驗ニ限リ他ノ事項ニ付助成ノ必要ヲ生シタル場合ハ其ノ事由及團體ノ内容ヲ詳記シ其ノ都度本省ニ打合相成様致度此段依命及通候也  
追而本件ニ關シテハ副業獎勵規則第一條ニ依リ當該獎勵金ノ交付ヲ受ケ得ヘキ法人(大正十四年九月農林省告示第九六號)ニ對シ其ノ旨御示達相成度右申添候

(一) 副業ニ關スル產業組合ノ件 (昭和三年三月三日產業組合課長ヨリ)

二月四日附三農第一二五〇號ヲ以テ農務局長ヨリ貴縣(道、府)知事宛別紙寫ノ通副業ニ關スル共同團體獎勵ニ付通牒相成候處右ハ組合員ヲ同フシ且共同的經濟施設ヲ爲ス目的トスル數個ノ團體ノ對立ハ徒ニ生産者ノ力ヲ分散スルノ憾アルヲ以テ地方生産者ノ團體ハ其ノ性質ニ從ヒ成ルヘク之ヲ產業組合組織ノ下ニ統一スルノ方針ヲ採ルヲ適當トスルノ趣旨ニ出テタルモノニ有之候ニ付テハ爾今既設副業共同團體ハ成ルヘク其ノ區域ニ存在スル產業組合ト合同セシムル様副業係ト充分御打合ノ上可然御取計相成度尙副業カ組合員ノ一部ニ於テ行ハレ又ハ既設產業組合ニ於テ副產品ノ取扱ヲ爲スヲ欲セサル等ノ爲既設產業組合トノ合同ヲ至難トスル場合又ハ新ニ副業ニ關スル團體組織ヲ必要トスル場合ニ於テハ重復組合又ハ部落組合ノ設立ヲ認メサルヲ得サルノ事情アル哉ニ被存候ニ付テハ從來ノ一町村區域ニ一產業組合ヲ設クルノ原則ニ拘ラス副業ノ普及發達ヲ圖リ且產業組合組織ニ依ルノ機運ヲ阻止セサルノ見地ヨリ副業係ト充分御協議ノト副業ニ關スル產業組合(信用組合ヲ除ク)ノ設立ニ關シ可然御考慮相成度此段申進候也

(一) 昭和五年度副業獎勵金交付ニ關ルス件

(昭和四年十月十五日  
副業課長ヨリ道府縣副業主任宛)

昭和五年度副業獎勵金ノ交付ニ關シテハ大体左ノ標準ニ依リ交付可相成見込ニ候條其ノ旨御含置相成度此段及通知候也

記

一 副業專任者設置費

本費ニ對スル交付ハ從前通ノ方法ニ依ル

二 指定事業費

本費ニ對スル交付ハ原則トシテ一道府縣當リ平均金貳千圓以内トス此ノ場合道府縣ニ於テハ國庫獎勵金ノ二分ノ一以上ニ相成スル經費ヲ負擔スルコトヲ要ス

三 非指定事業費

本費ニ對スル交付ハ昭和五年度ニ於テハ昭和四年度ニ於ケル道府縣、道府縣農會、北海道林業會、府縣ヲ區域トスル山林會及道府縣水産會ヨリノ當該獎勵金交付申請經費豫算額ヲ基準トスレハ國庫獎勵金ノ割合ハ約二割弱トス(國庫豫算削減ノ結果本通知約二割弱トアルヲ約一割ト變更ノ旨同年十一月二十一日附通知ス)

四 副業共進會費

道府縣又ハ指定法人ノ主催スル副業共進會ニシテ是等カ國庫ヨリ直接獎勵金ヲ受ケル場合ニハ其ノ事業計畫ノ内容及收支豫算等ヲ參酌シテ支出豫算ノ五割以内ニ於テ別ニ交付率ヲ定ム

(一) 副業獎勵金交付申請書類添附書並事業成績及

其ノ收支決算報告ノ件

(昭和五年二月三日五農局第二八二號  
農務局長ヨリ各地方長官宛)

副業獎勵規則ニ依ル副業獎勵金交付申請書添附書類並事業成績及其ノ收支決算報告ニ付テハ自今別紙ノ内容及順序ニ依リ提出相成様致度此段及通知候也

追テ費管ト指定法人(帝國水産會、大日本水産會、日本蠶業協會、中央畜産會、日本農民美術研究所、帝國農會ヲ除ク)ヨリ提出ノ分ニ付テモ本文ノ趣旨ニ依ラシメラレ度尙副業獎勵金交付申請書類ニハ其ノ寫一通添附相成度此段申添候

副業獎勵金交付申請書添附書類

第一 副業獎勵規則第三條第一項第一號ノ「獎勵計畫」ハ當該年度ニ於テ國庫獎勵金ヲ受ケルト否トニ拘ラス道府縣ニ於テ副業獎勵ノ爲現在及將來ニ於テ爲シ又ハ爲サムトスル事項ニ付計畫ノ概要及之ヲ爲サムトスル事由ノ大体ヲ説明スルコト副業ノ種類別ニ地方名ヲ舉ケテ説明シ得ルモノハ種類別ニ地方名ヲ舉ケ之ヲ説明スルコト

第二 同則第三條第一項第二號ノ「計畫ノ内容」ハ左ノ順序内容ニ準シ之ヲ記載スルコト

- 品名
- 施設別地方名
- 計畫理由書

(1) 施設別ニ當該施設ヲ爲スニ至リタル事由概要

(2) 當該施設ニ因ル増加又ハ擴張ノ程度ヲ左表ニ依リ記載スルコト

施設名	施設地	施設名	品名	従業區域		従業戸數		産額		主ナル仕向地	
				現況	擴張	現況	増加	現況	増加	現況	擴張
				地方名	地方名	戸數	増加量	價額	増加量	價額	地名
											備考

(3) 本施設ニ關係アル次年度以後ノ獎勵施設豫定アルトキハ其ノ施設但シ可成其ノ施設地方名ヲ明ニスルコト

(4) 其ノ他

計畫明細表

傳習會又ハ講習會開設

種類	事業主體數	品名	傳習又ハ講習事項	箇所數	期間	施設地	經費	補助金	豫算科目	備考

展覽會、共進會又ハ即賣會ノ開設

競技會開設

種類	事業主體數	品名	箇所數	期間	施設地	經費	補助金	豫算科目	備考

技術員養成ノ爲ノ派遣

種類	事業主體數	品名	養成技術ノ種類	員數	期間	派遣先	經費	補助金	豫算科目	備考

調査

事業主體	種類數	品名	題目又ハ	調查	施設地	經費	補助金	豫算科目	備考

試驗

事業主體	種類數	品名	題目又ハ	試驗	試驗地	經費	補助金	豫算科目	備考

參考品購入

事業主體	種類數	品名	數量	利用	經費	補助金	豫算科目	備考

種苗ノ購入及配付

(イ) 種苗ノ購入、養成又ハ採集

事業主體	種類數	品名	購入、養成又ハ	購入先、養成	經費	補助金	豫算科目	備考
			採集別數量	又ハ採集地		交付額		

(ロ) 種苗ノ配付

事業主體	種類數	品名	購入、養成又ハ	購入先、養成	施設	有償又ハ無	經費	補助金	豫算科目	備考
			採集別數量	又ハ採集地	地方名	償配付ノ別		交付額		

器具機械ノ購入及配付

(イ) 器具機械ノ購入

事業主體	種類數	品名	種類別	經費	補助金	豫算科目	備考
			數量		交付額		

事業主體	種類數	品名	取扱專任職員數	職員ノ仕	期間	施設	經費	補助金	預算科目	備考
				概要		地方名		交付額		

(イ) 共同販賣設備  
人的設備

事業主體	種類數	品名	擴張	施設	擴張	經費	補助金	預算科目	備考
			方法	地方名	地方名		交付額		

販路擴張

事業主體	種類數	品名	教授	箇所數	期間	施設	經費	補助金	預算科目	備考
			事項			地方名		交付額		

教師派遣

事業主體	種類數	品名	取扱專任職員數	臨時常設ノ別	施設	經費	補助金	預算科目	備考
			員數	地方名	地方名		交付額		

販賣斡旋

事業主體	種類數	品名	種類別專任職員數	臨時常設ノ別	施設	經費	補助金	預算科目	備考
			員數	地方名	地方名		交付額		

原料又ハ器具機械ノ購買斡旋

事業主體	種類數	品名	種類別數量	地方名	有價又ハ無價配付ノ別	經費	補助金	預算科目	備考
			數量	地方名			交付額		

(ロ) 器具機械ノ配付

魚類ノ放流

事業主體	品名	設備ノ種類別	坪數	施設	經費	補助金	豫算	備考
種類數		箇所數		地方名		交付額	科目	

共同蓄養場設備

事業主體	品名	設備ノ種類別	坪數	施設	經費	補助金	豫算	備考
種類數		箇所數		地方名		交付額	科目	

養殖場設備

事業主體	品名	設備ノ種類別	坪數	施設	經費	補助金	豫算	備考
種類數		箇所數		地方名		交付額	科目	

(口) 物の設備

事業主體	品名	取扱設備ノ種類別	施設	經費	補助金	豫算	備考
種類數		數量	地方名		交付額	科目	

共同作業場設備

事業主體	品名	作業場ノ種類別	坪數	器具機械アル場	利用	施設	經費	補助金	豫算	備考
種類數		箇所數		合ハ其ノ種類別數	戶數	地方名		交付額	科目	

共同貯藏所設備

事業主體	品名	貯藏所ノ種類別	坪數	器具機械アル場	利用	施設	經費	補助金	豫算	備考
種類數		箇所數		合ハ其ノ種類別數	戶數	地方名		交付額	科目	

栽培場設備

事業主體	種類	品名	方法	回数	別	宣傳	先	經費	補助	金額	預算	科目	目	算	備	考

宣傳

事業主體	種類	品名	方法	回数	別	宣傳	先	經費	補助	金額	預算	科目	目	算	備	考

團體補助

事業主體	種類	數	地方名	補助	金額	預算	科目	目	算	備	考

第三 同則第三條第一項第二號ノ「收支豫算」ニハ左ノ明細表ヲ添附スルコト  
副業獎勵金豫算明細表

注意

- 一、「獎勵計畫」ニシテ前年度提出ノモノニ變更ナキ場合ニハ其ノ旨ヲ記載シ變更アリタル場合ニハ其ノ點ヲ明ニスルコト
- 二、「獎勵計畫」説明中ノ副業ノ種類ハ例ヘハ蠶細工、竹細工、木工、製炭、養魚、養兔、筍ノ罐詰製造、漬物製造、大根切干製造ト謂フカ如ク分類スルヲ以テ足ルモ必要ニ應シ更ニ細分スルコト
- 三、地方名ノ表示ハ事業又ハ獎勵力道府縣全體ニ亘ルトキハ道府縣名ヲ、道府縣ノ數ニ亘リ其ノ各郡ニ付テハ郡内全部ニ亘ルトキハ各郡名ヲ、一郡内ノ數町村ニ亘ルトキハ郡名及其町村名ヲ、數郡ニ亘リ其ノ内或郡ニ付テハ全部ニ亘リ、或郡ニ付テハ其ノ一部ニ係ルトキハ郡内全部ニ亘ルモノニ付テハ其ノ郡名ヲ、郡内一部ニ係ルモノニ付テハ其ノ郡名及其ノ町村名ヲ一括シテ記載スルコト 但シ一町村内一部ニ係ルトキト雖町村名ヲ記載スルコト
- 四、品名ハ例ヘハ蠶細工ニ付テハ繻、筵、叭等、果樹苗木ニ付テハ梅、柿、栗等、花卉ニ付テハ「チユウリツブ」、「ヒヤシンス」等、漬物ニ付テハ澤庵、奈良漬、梅干等、竹細工ニ付テハ箆、籠、竹行李等、木工ニ付テハ木彫人形、茶托、煙草盆、籠筒等、養魚ニ付テハ鯉、泥鰌等、魚類放流ニ付テハ小鮎、公魚等、魚類加工ニ付テハ鮎ノ甘露煮、鯉ノ蒲鉾等ヲ謂フ 但シ土產品、家具等ノ如ク品名ヲ豫定シ難キモノニ付テハ之ヲ以テ品名ニ準シ記載スルコトヲ得

豫算ノ用途	種類	數	地方名	補助	金額	預算	科目	目	算	備	考



- 五、品名ノ記載ニ當リ品名別ニ記載困難ナル施設ニシテ品名カ副業品全般ニ亙ル場合ニハ品名ノ部ニ「副業品全般」ト記載シ全般ニ亙サルモ多數ノ品名ニ亙ル場合ニハ其ノ種類例ヘハ藥細工、竹細工、木工、貝細工、毛皮、土産品、家具等ト謂フカ如ク記載スルコト
- 六、二種以上ノ品名ニ付計畫理由書又ハ計畫明細表ヲ合シテ記載シ得ルモノニ付テハ品名ヲ併記シタル後之ヲ合シテ記載スルコト
- 七、施設ノ分類ハ例ヘハ器具機械ノ配付ニシテ繩ニ對スルモノニ付テハ製繩機、舟製機ノ配付、傳習會ニシテ兎ニ對スルモノニ付テハ養兎傳習會、兎毛皮加工傳習會ト謂フカ如ク分類スルコト
- 八、施設別地方名ヲ掲グル場合ノ地方ノ範圍ハ器具機械ノ配付ノ如ク物的施設ニ在リテハ之ヲ爲ス範圍、傳習會、競技會ノ如ク人ヲ募集シ又ハ共進會ノ如ク出品ヲ勸誘スルモノニ在リテハ其ノ人ノ募集又ハ出品勸誘ノ範圍、調査ノ如キハ其ノ實施範圍、販賣斡旋又ハ共同販賣ノ如キハ其ノ受益地方ノ範圍ニ依ルコト

九、計畫理由書中

- (1) 「施設別ニ當該施設ヲ爲スニ至リタル事由概要」ハ左ノ順序内容ニ準シ之ヲ記載スルコト
  - (イ) 施設ヲ爲スニ至リタル主ナル事由
  - (ロ) 餘剩勞力ト當該副業トノ關係
  - (ハ) 原料又ハ種苗獲得ノ狀況

- (ニ) 施設地方ニ於テ從來施行セル施設ニシテ本施設ニ關係アル主ナルモノノ收支ノ見込
- (ホ) 收支ノ見込ハ可成左ニ依ルコト

- (A) 原始生産業(天然物採取ヲ含ム)ニ在リテハ單位數量又ハ單位面積ニ對スル收支見込及其ノ算出基礎
- (B) 加工副業ニ在リテハ一人一日ノ工程見込及單位數量ニ對スル收支見込並其ノ算出基礎 但シ賃仕事ニ在リテハ一人一日ノ工賃見込

- (2) 計畫理由書ヲ記載スルニ當リ施設地方ニ依リ事情ヲ異ニスルモノアル場合ニハ其ノ地方ニ付テハ之ヲ特記スルコト
- (3) 當該施設ニ因ル増加又ハ擴張ノ程度ノ記載ニ付テハ
  - (イ) 施設別ニ行テ分ツコト 但シ同一地方ニ付二個以上ノ施設競合シテ増加又ハ擴張ヲ生スル場合ニハ同一競合關係ニ在ル地方別ニ行テ分チ施設名ハ之ヲ併記スルコト
  - (ロ) 現況ハ可成最近ノ事實ニ依リ其ノ統計年次又ハ年度ヲ明ニスルコト
  - (ハ) 増加又ハ擴張ノ程度ハ施設地方ニ於テ現況(現況地方名及地名ヲ含ム)ヲ除キ増加數(擴張地方名及擴張地名ヲ含ム)ノミ

ナ記載スルコト而シテ従業區域ノ擴張ニ付テハ當該年度ノ獎勵施設地方内ニ於テ從來ノ従業區域ヲ除キ新ニ擴張セラルヘキ従業區域ノミナ記載スルコト例ヘハ甲郡ノA村ノミカ従業區域ナル場合甲郡ノ全体ニ獎勵施設ヲ爲シタル結果郡内B村C村等ニ擴張スヘキ場合ニハ甲郡B村C村……ト記載スルコト

(ニ) 増加又ハ擴張カ次年度以後ニ生スルモノニシテ増加又ハ擴張ノ程度明ナルモノニ付テハ其ノ年次々ハ年度及増加又ハ擴張ノ大休ノ見込ヲ記載スルコト若シ次年度以後ノ獎勵施設ト競合シテ増加又ハ擴張ヲ生スル場合ニハ其ノ旨備考欄ニ附記スルコト

(ホ) 品質ノ改善又ハ價格ノ維持増加ヲ目的トシ増加又ハ擴張ヲ生セサル場合ニハ本表中現況欄ニハ品質ノ改善又ハ價格ノ維持ヲ要スヘキモノノ現況ヲ記載シ増加又ハ擴張ノ欄ニハ其ノ記載ヲ省略スルコト若シ品質ノ改善又ハ價格ノ維持増加ト共ニ區域、戸數、産額等ニ増加又ハ擴張ヲ生スル場合ニハ之ヲ別行トシ其ノ分ノミテ増加又ハ擴張ノ欄ニ記載スルコト

施設名	記載事項ノ範圍
傳習會又ハ講習會開設 種苗ノ購入及配付 器具機械ノ購入及配付	全部

十、計畫理由書ノ記載ハ左表下欄ノ事項ノ範圍ニ止ムルコトヲ得 左表上欄ニ記載ナキ施設ニ付テハ之ニ準スルコト

教師派遣 共同作業場設備 栽培場設備 養殖場設備 魚類ノ放流 展覽會、共進會又ハ即賣會開設 競技會開設 技術員養成ノ爲ノ派遣 調査 試験 参考品購入 原料又ハ器具機械ノ購買斡旋 販賣斡旋 販路擴張 共同販賣設備 共同貯藏設備 共同畜養場設備	備考 共同作業場設備ノ「收支ノ見込」ノ記載ハ當該設備ニ因ル副產品ノ利益増加見込及算出基礎又ハ之ヲ爲ササリシ場合ニ比シテノ効果概要ヲ記載スルコト (1) 施設別ニ當該施設ヲ爲スニ至リタル事由概要ノ内 (イ) 施設ヲ爲スニ至リタル主ナル事由 (ニ) 施設地方ニ於テ從來施行セル施設ニシテ本施設ニ關係アル主ナルモノ (3) 本施設ニ關係アル次年度以後ノ獎勵施設豫定アルトキハ其ノ施設但シ可成其ノ施設地方名ヲ明ニスルコト (4) 其ノ他 備考
--	--

共同貯蔵所設備、共同畜養場設備中品名別ニ記載シ得ルモノニ付テハ之ニ因ル副業品ノ利益増加見込及其ノ算出基礎又ハ之ヲ爲サザリシ場合ニ比シテノ効果概要ヲ記載スルコト

十一、計畫ハ出得ル限リ其ノ内容ヲ明ニシ品名別施設別ニ記載スヘキモ団体ニ對スル獎勵ニシテ之ヲ記載シ難キモノ又ハ品名不明ノモノ(土産品、家具、副業品全般ト謂フカ如キハ品名明ナルモノトス)ニ付テハ特ニ「団体補助又ハ「品名不明」トシテ計畫明細表ノミヲ記載スルコトヲ得但シ此ノ場合ニハ計畫理由書ノ「當該施設ヲ爲スニ至リタル事由概要」ハ其ノ内「施設ヲ爲スニ至リタル主ナル事由」トシテ団体補助ヲ爲スニ至リタル主ナル事由又ハ品名不明トシテ補助又ハ事業ヲ爲スニ至リタル主ナル事由ノミナ計畫明細表ノ前ニ記載スルコト

十二、計畫明細表中

- (1) 其ノ行ハ事業主体ノ種類別ニ之ヲ分ツコト事業主体ノ種類ハ例ヘハ縣、縣農會、郡農會、産業組合聯合會、産業組合、副業組合(民法上ノ任意組合)、副業組合聯合會ト謂フカ如ク分ツコト道府縣聯合ノ場合ハ其ノ聯合道府縣名ヲ附記スルコト
- (2) 經費欄ニハ道府縣直接事業トシテ爲ス場合ニ其ノ經費ヲ記載シ補助金交付額欄ニハ道府縣カ補助金ヲ交付スル場合ニ之ヲ記載スルコト
- (3) 豫算科目欄ニハ道府縣ノ支出科目ヲ記載スルコト

- (4) 國庫ヨリ直接獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者(例ヘハ道府縣、道府縣農會)ヨリ補助金ノ交付ヲ受ケルモノカ所屬ノ事業主体ニアラサル場合ニハ其ノ補助金ノ交付ヲ受ケル者ヲ「補助主体」トシテ其ノ種別及數ヲ備考欄ニ記載スルコト其ノ種類ノ分チ方ハ本項(1)ノ事業主体ノ種類ノ分チ方ニ準スルコト
- (5) 期間ハ施設ノ最長及最短期間ヲ記載スルコト
- (6) 技術員養成ノ爲メ派遣ノ「事業主体」ハ養成セラレヘキ者ヲ派遣スル主体ヲ謂フ  
試験ノ部中
- (7) (イ) 「試験機關」ハ例ヘハ縣農事試驗場、個人委託、縣農會直營、縣農會ノ個人委託ト謂フカ如ク記載スルコト  
(ロ) 「試験地名」ハ試験ヲ實施スル地名ヲ出來得ル限リ詳細例ヘハ何郡何村何山地ト謂フカ如ク記載スルコト
- (8) 種苗ノ購入及配付並器具機械ノ購入及配付ノ部(イ)或ハ配付ヲ目的トセサルモノノミナ記載スルコト 配付ヲ目的トスルモノハ次年度以後ニ於テ配付スルモノニ付テモ(ロ)號ニ記載スルコト
- (9) 販路擴張ノ部中

- (イ) 「擴張地方名」ハ新ニ販路ヲ生シ又ハ販賣額ノ増加ヲ生スル地方名ヲ記載スルコト
  - (ロ) 「擴張方法」ハ調査、試賣等ヲ記載スルコト
  - (10) 産業組合組織ニ依ル販賣設備、作業場設備、貯藏所設備等ハ之ヲ共同販賣設備、共同作業場設備、共同貯藏所設備等トシテ取扱フコト
  - (11) 坪數ハ一箇所ニ對スル最大及最小坪數ヲ記載スルコト
  - (12) 共同作業場設備、共同貯藏所設備、栽培場設備、養殖場設備、共同畜養場設備等ノ設備ト共ニ種苗、器具機械等ノ配付ヲ爲ス場合ニハ之ヲ一般ノ種苗、器具機械等ノ配付ト區別シテ計畫明細表ヲ記載シ一般ノ種苗、器具機械等ノ配付ノ計畫明細表中ニハ之ヲ包含セシメサルコト
  - (13) 宣傳ノ部中「宣傳方法」ハ活動寫眞、講演、ポスター等ニ分チ之ヲ記載スルコト
  - (14) 團體補助ノ部ニ於テ「事業主体」不明ナル場合ニ於テハ之ヲ省略シ備考欄ニ「補助主体」ノミヲ記載スルコトヲ得
  - (15) 販路擴張、副業共同作業場設備、副業共同貯藏所設備等ニシテ人件費ヲ伴フモノニ付テハ其ノ人員、常設臨時ノ別及道府縣ノ事業ナル場合ニハ之ニ對スル經費又之ニ對シ補助金ヲ交付スルモノニ在リテハ其ノ補助金交付額ヲ附記スルコト
- 十三、計畫理由書及計畫明細書ノ記載事項ハ出來得ル限り詳細ニ記載シ且獎勵金審査上參考トナルヘキ事項ハ之ヲ附記スルコト尙計

十四、副業獎勵金豫算明細表ノ部中  
 畫明細表ノ記載ニ當リ施設名ノミニテハ其ノ内容明瞭ナラスト認メラルモノニ付テハ施設ノ内容ノ概要ヲ又二種以上ノ施設間ニ連絡關係アルモノニ付テハ其ノ連絡關係ヲ施設名ノ後ニ説明スルコト

- (1) 「豫算ノ使途」ハ計畫明細表ノ「經費」及「補助金交付額」ノ欄記載ノ金額ト豫算トノ關係ヲ明ニスルニ足ル程度ニ細別記載スルコト
- (2) 副業專任者ノ費用ニ付テハ各人別ニ俸給及旅費額ヲ記載スルコト

十五、本添附書類ノ記載順序及方法ハ可成左ノ例示ニ依ルコト

- 獎勵計畫
- 例 示
- 計畫ノ内容
- 第一 指定事業
- (記載ノ順序及方法ハ非指定事業ノ場合ニ準ス)
- 第二 非指定事業
- 一、 蔗(普通ノ例)

製作講習會

甲及乙郡

計畫理由書

(1) 當該施設ヲ爲スニ至リタル事由概要

(イ) 施設ヲ爲スニ至リタル主ナル事由

(ロ) 餘剩勞力ト當該副業トノ關係

(ハ) 原料又ハ種苗獲得ノ狀況

(ニ) 施設地方ニ於テ從來施行セル施設ニシテ本施設ニ關係アル主ナルモノ

(ホ) 收支ノ見込

- (2) 當該施設ニ因ル増加又ハ擴張ノ程度(現況ハ昭和何年)
- (表)
- (3) 本施設ニ關係アル次年度以後ノ獎勵施設豫定
- (4) 其ノ他

計畫明細表

製作講習會開設

(表)

二、柿 (計畫理由書中増加又ハ擴張カ次年以後ニ生スル場合即チ注意九ノ(3)ノ(ニ)ノ場合ノ例)

苗木ノ配付

甲郡A村、B村

計畫理由書



四、蔴（同一品名内ニ二個以上ノ施設アルモ其ノ施設間ニ競合關係ナキ場合及注意十二ノ(4)ノ場合ノ例）

製蔴傳習會

甲 郡

製蔴機ノ配付

甲及乙郡

計畫理由書

(1) 施設別ニ當該施設ヲ爲スニ至リタル事由概要

製蔴傳習會

(イ) 施設ヲ爲スニ至リタル主ナル事由

(ロ) 餘剩勞力ト當該副業トノ關係

(ハ) 原料又ハ種苗獲得ノ狀況

(ニ) 施設地方ニ於テ從來施行セル施設ニシテ本施設ニ關係アル主ナルモノ

(ホ) 收支ノ見込

製蔴機ノ配付

(イ) 施設ヲ爲スニ至リタル主ナル事由

(ロ) 餘剩勞力ト當該副業トノ關係

甲郡ニ付テハ製蔴傳習會ノ分ニ同シ

乙郡ニ付テハ.....

(ハ) 原料又ハ種苗獲得ノ狀況

甲郡ニ付テハ製蔴傳習會ノ分ニ同シ

乙郡ニ付テハ.....

(ニ) 施設地方ニ於テ從來施行セル施設ニシテ本施設ニ關係アル主ナルモノ

甲郡ニ付テハ製蔴傳習會ノ分ニ同シ

乙郡ニ付テハ.....

(ホ) 收支ノ見込

甲郡ニ付テハ製菘傳習會ノ分ニ同シ

乙郡ニ付テハ.....

(2) 當該施設ニ因ル増加又ハ擴張ノ程度(現況ハ昭和何年)

施設名	施設地方名	品名	從業區域		從業戸數		現況		主ナル仕向地		備考
			張	戸	張	戸	増	加	張	名	
製菘傳習會	甲郡	菘									
製菘機ノ配付	甲郡、乙郡										

(同一地方ノ同一品名ニ對シ二種以上ノ施設アリテ競合關係ナキ場合トハ施設ノ性質上競合シ難キ場合又ハ施設競合シ得ルモ兩施設ハ異ル人ニ施行セラルル爲競合セサル場合例ヘ「イ、ロ、ハ」ハ傳習ヲ受ケ「ニ、キ、ヘ」ハ機械ノ配付ヲ受ケルカ如キヲ謂フ)

(3) 本施設ニ關係アル次年度以後ノ獎勵施設豫定

製菘傳習會

製菘機ノ配付

(4) 其ノ他

計畫明細表

製菘傳習會開設

施設内容説明

縣	種類數	事業主體	品名	傳習又ハ講習事項	箇所數	施設地名	期間	經費	補助金額	豫算科目	備考
一	菘										

製菘機ノ配付

産業組合	種類數	事業主體	品名	種類別數量	施設地方名	有價又ハ無價配付ノ別	經費	補助金額	豫算科目	備考
五	菘			二〇臺						補助主體ハ郡農會ニ



注 意

有償ノ程度ハ「實費」實費ノ半額等ト記載スルコト

五、鯉（同一品名内ニ二個以上ノ施設アリテ其ノ施設間ニ競合關係アル場合即チ注意九ノ(3)ノ(1)及十二ノ(12)ノ場合ノ例）

鯉兒ノ配付	甲 郡	乙 郡
養殖場設備	甲 郡	丙 郡

計畫理由書

(1) 施設別ニ當該施設ヲ爲スニ至リタル事由概要

鯉兒ノ配付及養殖場設備(競合關係アル分即チ甲郡)

(イ) 施設ヲ爲スニ至リタル主ナル事由

.....

(ロ) 餘剩勞力ト當該副業トノ關係

.....

(ハ) 原料又ハ種苗獲得ノ狀況

.....

(ニ) 施設地方ニ於テハ從來施行セラル施設ニシテ本施設ニ關係アル主ナルモノ

.....

(ホ) 收支ノ見込

.....

鯉兒ノ配付(競合關係ナキ分即チ乙郡)

(イ) 施設ヲ爲スニ至リタル主ナル事由

.....

(ロ) 餘剩勞力ト當該副業トノ關係

.....

(ハ) 原料又ハ種苗獲得ノ狀況

.....

(ニ) 施設地方ニ於テ從來施行セル施設ニシテ本施設ニ關係アル主ナルモノ

.....



鯉兒ノ配付(養殖場設備ト共ニ配付ノ分)

(表)

養殖場設備(前項ノ鯉兒ノ配付アル分)

(表)

鯉兒ノ配付(前項ノ養殖場設備以外ニ對スル配付ノ分)

(表)

養殖場設備(鯉兒ノ配付ナキ分)

(表)

副業品全般(副業品全般ト書ケ場合及計畫理由書 (2)號省略ノ場合即チ注意五及十後段ノ例)

共進會

縣一圓

調査

甲、乙及丙郡

計畫理由書

(1) 當該施設ヲ爲スニ至リタル事由概要

共進會

(イ) 施設ヲ爲スニ至リタル主ナル事由

(ニ) 施設地方ニ於テ從來施行セル施設ニシテ本施設ニ關係アル主ナルモノ

調査

(イ) 施設ヲ爲スニ至リタル主ナル事由

(ニ) 施設地方ニ於テ從來施行セル施設ニシテ本施設ニ關係アル主ナルモノ

(3) 本施設ニ關係アル次年度以後ノ獎勵施設豫定

(4) 其ノ他

計畫明細表

共進會開設

(表)

(表)

七、繩、蔴、吠 (二種以上ノ品名ニ付計畫理由書又ハ計畫明細表ヲ台一シテ記載シ得ル場合即チ注意六ノ場合ノ例)

製繩機ノ配付

製蔴共同作業場設備

製吠傳習會

甲 郡

計畫理由書

(1) 當該施設ヲ爲スニ至リタル事由概要

製繩機ノ配付

(イ) 施設ヲ爲スニ至リタル主ナル事由

(ニ) セ施設地方ニ於テ從來施行セル施設ニシテ本施設ニ關係アル主ナルモノ

(ホ) 收支ノ見込

製蔴共同作業場設備

(イ) 施設ヲ爲スニ至リタル主ナル事由

(ニ) 施設地方ニ於テ從來施行セル施設ニシテ本施設ニ關係アル主ナルモノ

(ホ) 收支ノ見込

製吠傳習會

(イ) 施設ヲ爲スニ至リタル主ナル事由

(ニ) 施設地方ニ於テ從來施行セル施設ニシテ本施設ニ關係アル主ナルモノ

(ホ) 收支ノ見込



計畫明細表

團體補助

事業主體	種類	補助金額	預算科目	備考
副業組合	三〇	地方名	丁甲乙丙	縣郡
		交付金額		
		預算科目		
		備考		

副業獎勵金豫算明細表

豫算ノ使途	指定事業	副業專任者設置	本年度	豫算額	豫算算出基礎	國庫獎勵金申請額	摘要
			前年度	額			
竹細工講習	"	何圓	何圓	何圓	何圓	何圓	何圓
"	"	何圓	何圓	何圓	何圓	何圓	何圓
教師手當一日何圓十日分	會場費	何圓	何圓	何圓	何圓	何圓	何圓
		地方農林主事一人俸給年何圓旅費何圓農林主事補一人俸給月何圓十二月分何圓旅費	何圓	何圓	何圓	何圓	何圓

羊毛加工獎勵補助	、、、、、、、、	非指定事業	鯉兒購入配付	製繭機購入補助	製莖競技會	販賣靴旋	團體補助
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
加工講習補助 何圓	、、、、、、、、	鯉兒何尾	何圓	會場費 何圓	賞品代何圓	雜物的的設備費	何圓
製繭機購入補助何圓	、、、、、、、、	何圓	何圓	雜費	何圓	何圓	何圓
何圓	何圓	何圓	何圓	何圓	何圓	何圓	何圓
"	"	"	"	"	"	"	"
						事務員何人(又臨時設置)此給料何圓	

"
"
"
"
"
"

(指定事業又は非指定事業ノ國庫獎勵金申請内譯額ヲ使途別ニ記載シ難キ場合ニハ指定事業又は非指定事業ノ國庫獎勵金申請額ノミノ記載ニ止ムルコトヲ得)

第一

副業獎勵金事業成績報告及其ノ收支決算報告添附書類

副業獎勵規則第四條ノ「事業成績報告」ハ左ノ順序内容ニ準シ之ヲ記載スルコト

品名

施設別地方名

事業ノ効果

(1) 事業ノ効果概要

(2) 副業品ノ生産、販賣、農家經濟竝ニ地方ノ産業、經濟及社習上特ニ影響ヲ及シタル事實アラハ其ノ事實

(3) 當該施設ニ因リ當該年度内ニ増加又ハ擴張ヲ來シタル程度ヲ左表ニ依リ記載スルコト

施設名	施設地方名	品名	擴張從		増加從		増加産額		擴張シタル主ナル仕向地	備考
			業區	業戶數	數量	價額	價額	價額		

(4) 其ノ他

事業施行ノ狀況

種類 數	事業主體		品名	講習事項	講習又ハ 講習事項	箇所數	期間	施設地 名	傳習又ハ 講習人員	經費	補助金 交付額	豫算科目	備考
	種類	數											

講習會又ハ講習會開設

種類 數	事業主體		品名	箇所數	期間	施設地 名	施設地 出 場 數	經費	補助金 交付額	豫算科目	備考
	種類	數									

展覽會、共進會又ハ即賣會開設

種類 數	事業主體		品名	箇所數	施設 地方名 者	派遣先	經費	補助金 交付額	豫算科目	備考
	種類	數								

競技會開設

技術員養成ノ爲ノ派遣

種類 數	事業主體		品名	養成技術 ノ種類	員數	期間	派遣先	經費	補助金 交付額	豫算科目	備考
	種類	數									

調査

種類 數	事業主體		品名	題目又ハ 調査方法	施設地 名	經費	補助金 交付額	豫算科目	備考
	種類	數							

試験

種類 數	事業主體		品名	題目又ハ 試験機	試験地 名	經費	補助金 交付額	豫算科目	備考
	種類	數							

参考品購入

種類 數	事業主體		品名	品名數	量	利用方法	經費	補助金 交付額	豫算科目	備考
	種類	數								



事業主體	種類數	品名	取拔專任專任職員臨時常設別	職方	經費	補助金	交付額	豫算科目	備考

販賣斡旋

事業主體	種類數	品名	種類別專任專任職員臨時常設別	職方	經費	補助金	交付額	豫算科目	備考

原料又ハ器具機械ノ購買斡旋

事業主體	種類數	品名	種類別施設	地方名	有價又ハ無價	經費	補助金	交付額	豫算科目	備考

(口) 器具機械ノ配付

事業主體	種類數	品名	種類別	經費	補助金	交付額	豫算科目	備考

(イ) 器具機械ノ購入

器具機械ノ購入及配付

事業主體	種類數	品名	購入、養成又ハ採集別數量	購入先、養成施設地方名	有價又ハ無價配付別	經費	補助金	交付額	豫算科目	備考

(ロ) 種苗ノ配付

種苗ノ購入及配付

(イ) 種苗ノ購入、養成又ハ採集

事業主體	種類數	品名	購入、養成又ハ採集別數量	購入先、養成施設地方名	有價又ハ無價配付別	經費	補助金	交付額	豫算科目	備考

種類	事業主體	品名	貯藏所ノ種類	坪數	器具機械アル場合 ハ其ノ種類別數	利用	施設	經費	補助金	豫算科目	備考
種類數	事業主體	品名	貯藏所ノ種類	坪數	器具機械アル場合 ハ其ノ種類別數	利用	施設	經費	補助金	豫算科目	備考

共同貯藏所設備

種類	事業主體	品名	作業場ノ種類別箇所數	坪數	器具機械アル場合 合ハ其ノ種類別數	利用	施設	經費	補助金	豫算科目	備考
種類數	事業主體	品名	作業場ノ種類別箇所數	坪數	器具機械アル場合 合ハ其ノ種類別數	利用	施設	經費	補助金	豫算科目	備考

共同作業場設備

種類	事業主體	品名	取扱設備ノ種類	施設	經費	補助金	豫算科目	備考
種類數	事業主體	品名	取扱設備ノ種類	施設	經費	補助金	豫算科目	備考

(口) 物の設備

種類	事業主體	品名	取扱職員ノ仕	期間	施設	經費	補助金	豫算科目	備考
種類數	事業主體	品名	取扱職員ノ仕	期間	施設	經費	補助金	豫算科目	備考

(イ) 人の設備

共同販賣設備

種類	事業主體	品名	擴張施設	擴張	經費	補助金	豫算科目	備考
種類數	事業主體	品名	擴張施設	擴張	經費	補助金	豫算科目	備考

販路擴張

種類	事業主體	品名	教授	箇所數	期間	受教	施設	教師	經費	補助金	豫算科目	備考
種類數	事業主體	品名	教授	箇所數	期間	受教	施設	教師	經費	補助金	豫算科目	備考

教師派遣

栽培場設備

事業主體 種類 數	品名	設備ノ種類 別箇所數	坪數	施設 地方名	經費	補助金 交付額	豫算科目	備考

養殖場設備

事業主體 種類 數	品名	設備ノ種類 別箇所數	坪數	施設 地方名	經費	補助金 交付額	豫算科目	備考

共同養殖場設備

事業主體 種類 數	品名	設備ノ種類 別箇所數	坪數	施設 地方名	經費	補助金 交付額	豫算科目	備考

魚類ノ放流

事業主體 種類 數	品名	放流 數量	河川湖 沼池名	經費	補助金 交付額	豫算科目	備考

宣傳

事業主體 種類 數	品名	方法 別箇數	宣傳 先經	經費	補助金 交付額	豫算科目	備考

副業ニ關スル團體

事業主體 ノ名稱	事業概況	團體經費	補助金 交付額	備考

第二 同則第四條之「決算報告」ニハ左ノ明細表ヲ添付スルコト



原料又ハ器具機械ノ購買輸送  
販賣輸送  
販路擴張  
共同販賣設備  
共同貯藏所設備  
共同蕃養場設備  
宣傳

注意 第五號第二項ノ団体補助ノ場合

(1) 事業ノ効果概要  
(4) 其ノ他

四、副業獎勵金交付申請書添附書類ニ記載シタル各名稱ト副業獎勵金事業成績報告及其ノ收支決算報告添附書類ニ記載スル各名稱トハ出來得ル限り之ヲ一致セシムルコト  
五、獎勵金交付申請ニ當リ計畫明細表ヲ「団体補助」トシテ提出シタルモノニ付テハ「區別」ニ事業成績報告書ヲ作成シ他ニ之ヲ加算セサルコト  
前項ニ依リ記載シ得サルモノアルトキハ「副業ニ關スル団体」ノ表ニ依リ記載スルコトヲ得此ノ場合「事業主体ノ名稱」ハ団体ノ個別的名稱ヲ、「団体經費」ハ其ノ団体當該年度ノ副業關係總經費ヲ記載スルコト

六、獎勵金決算明細表中「豫算」ニ對スル殘額中後年度支出見込額欄ノ支出年度ハ之ヲ備考欄ニ記載スルコト  
七、「副業獎勵金決算明細表」ノ記載ハ國庫獎勵金カ經費ノ使途別ニ區別シ難キモノニ付テハ「經費決算」以下ハ國庫獎勵金交付ノ場合欄メテ交付セラレタルト同様ニ欄メテ之ヲ記載スルコトヲ得

一課長注意事項

(一) 大正十四年五月副業主任官會議ニ於ケル副業課長注意事項

(一) 副業專任者設置獎勵ニ關ル事件

從來地方廳ニ於テ副業ノ獎勵事務ニ從事スル專任者ノ俸給旅費ニ對シ本省ニ於テハ二名ヲ限度トシ補助金ヲ交付シ來レルモ本年度以降ニ於テハ地方廳ニ於テ二名以上設置スル場合ニハ專任者一名分ノ俸給旅費ノ全額ニ相當スル金額ヲ交付スルカ又ハ從來通り二名ヲ限り其ノ俸給ノ二分ノ一旅費ノ三分ノ一ヲ交付セムトス (以下自然消滅)

(二) 乃至 (五) (自然消滅又ハ變更)

(一) 昭和二年六月副業主任官會議ニ於ケル副業課長注意事項

一 乃至 二 (自然消滅)

三 (變更)

四 下級団体ニ對スル獎勵金交付ノ件

地方廳ニ於テ下級團體ニ補助金ヲ交付スルニ當リ各種團體ニ一律ニ獎勵金ヲ分配分スルモノアルモ本省ノ趣旨ハ特ニ助長發達ヲ計ルヘキ事業ニ對シ獎勵金ヲ交付セムトスルニアルカ故ニ此ノ方針ニ基キテ交付セラレムコトヲ希望ス而シテ之カ申請ニハ如何ナル事業ニ對シ如何ナル條件ノ下ニ交付スルヤヲ明カニシ且其ノ交付セル補助金ノ使途ニ付テハ監督ヲ嚴重ニセラレタシ

五 苗木配付ニ關スル件

大正十四年度以降苗木配付ノ獎勵セルカ之カ目ハ農家ノ空地利用ニ在リテ果樹園ノ設置ヲ獎勵スルモノニアラサルカ故ニ此ノ點ノ誤解ナキヲ望ムト共ニ樹苗ハ可成的 蟲害ノ虞渺キ種類ヲ選擇セラレタシ

六 (自然消滅)

七 意匠登錄ニ關スル件

副業手工藝品傳習會等ニ於テ指導講師カ新ナル意匠ヲ案出シ副業獎勵ニ資セムトスルモ登錄ヲ爲ササル爲往々他ノ商人等ニ依リテ登錄セラレ折角ノ考案ヲ奪ハレタル事實アリ以テ此ノ種ノモノハ便其組合等ニ於テ直ニ登錄スル様注意アラムコトヲ望ム

八 副業獎勵事務連絡ニ關スル件

副業獎勵ノ趣旨ハ地方中小産業者ノ餘剩勞力ノ利用ヲ圖リ以テ其ノ經濟生活ノ改善ヲ期スルニ在リ往々之カ獎勵ノ事務ニ當ルモノハ各地方ノ實情ニ即シテ之ニ適應スルノ方策ヲ施スコト肝要ナルカ故ニ地方當局ハ地方畜業各部トノ連絡ヲ密接ナラ

シメ克ク之ト協調協力シ以テ副業獎勵上萬遺憾ナカラムコトヲ希望ス

(一) 昭和四年六月副業主任官會議ニ於ケル副業課長注意事項

一 副業展覽會、共進會、品評會等開催ニ對スル獎勵金交付ノ件

副業獎勵規則第二條第二號ニ據リ獎勵金ヲ交付スヘキ展覽會、共進會等ノ施設ニ對スル從來ノ取扱ハ出品副業品ニ制限ナリ場合ニ限リ獎勵金ヲ交付セリ 然レトモ今後ハ縱令副業品ノ種類ヲ制限シテ出品セシムル場合ニ於テモ其ノ出品物カ獎勵品目又ハ副業經營資料ノミノ範圍ニ止マリ且出品區域都以上ニ亘ルトキハ獎勵金ヲ交付スル取扱ニ改メムトス 但其ノ出品物中前掲以外ノモノヲ包含スルトキハ大体ニ於テ之ヲ認メサルモノトス 出品ニ制限ナキ場合ハソノ出品區域カ郡區域以下キル場合モ之ニ獎勵金ヲ交付スルコトハ從來通リトス

二 國庫獎勵金殘額ノ取扱方ニ關スル件

從來國庫獎勵金殘額ノ取扱方ニ關シテハ副業獎勵規則第四條ニ據リ地方廳及指定法人ヨリ提出スル收支決算報告書ニ付精査取調ノ上各獎勵事項ニ亘リ殘額ヲ算出シ各獎勵事項毎ニ殘額カ五十圓以上又ハ殘額割合カ國庫獎勵金額ノ三割以上ニ該當スルトキハ之ニ對スル處置ヲ通牒シ其ノ金額未滿又ハ殘額割合カ國庫獎勵金ノ三割ニ充タサル場合ニハ處理上指示ナヘスシテ不問ニ附シ來レリ 然レトモ獎勵規則第五條ニ依レハ殘額ハ細大漏サス當該年度後ノ事業ニ使用スヘキモノニシテ右取扱ハ全ク取扱上ノ便宜ニ出テタルモノニシテ國庫豫算モ大ニ不足ヲ感スルニ至リタルヲ以テ今後ハ各獎勵事項毎ニ殘額ノ處置ヲ決スルコトヲ止メテ當該年度國庫獎勵金ノ金額ニ付殘額五十圓以上又ハ殘額割合國庫獎勵金ノ三割以上ノ場合ハ總テ之ヲ

當該年度後ニ於テ行フ事業ニ使用セシムルコトニ變更セリ

三 講師派遣申請ニ關スル件

地方廳ニ於テ副業ニ關スル調査、試験、講習、講話、實地指導等ノ爲講師トシテ本省職員ノ受託出張ヲ請ハルル場合ニハ農林部内職員受託出張規則(昭和三年四月二十八日)ニ據リ其ノ申請書ニ出張事項、出張地名、出張期間等ヲ掲グルノ外講師出張旅費負擔ノ旨ヲ記載シ本省ニ提出スヘキモノトス 然ルニ從來ノ事實ニ徴スレハ往々ニシテ之ニ準據セサルモノ尠カラサルハ遺憾ナリ 斯クテハ照復ノ上其ノ關係ヲ明確ニセサルヘカラサルニ至リ徒ニ事務ヲ繁雜ナラシメ且手續ヲ遲延セシムルノ虞アルヲ以テ將來右申請ヲ爲ストキハ同規則ニ據ルハ勿論講師派遣ノ都合上相當ノ猶豫期間ヲ考慮セラルルコト肝要的リ尙講師派遣後旅費納入遲延スルモノアルヲ以テ如斯コトナキ機特ニ道府縣當局ニ注意置相成度

四 誇大廣告其ノ他投機ニ關スル件

副業ノ必要ヲ認メラルルニツレ又本省等ニ於テ新副業ノ研究又ハ紹介ヲ爲サムトスルニ際シ投機者流ノ者ノ健全ナル産業ヲ發達ヲ目的トスルコトナク種苗ノ賣送等ノ方法ニ依リ暴利ヲ貪ラントスル目的ヲ以テ誇大ナル廣告其ノ他ニ依リテ良民ヲ誘惑セントスル者輩出シ農民ニ至大ノ損害ヲ蒙ラシムルコトアリ 從來小禽菌病等ニ付テソノ例アリシモ最近聽ミンク等ニ付テ此ノ傾向アルハ注意スヘキ事ナリ 要スルニ農民中ニ於テ充テナル知識無キ爲惑ハサルモノアルト共ニ又農民自ラ投機心ニ誘ハルル者アルカ爲ニシテ前者ニ付テハ投機者ノ奸計ニ陥ラサル機指導スルノ要アリ 又後者ニ付テハ投機心ヲ戒メサル可カラス 尙是等投機者流ノ廣告其

ノ他ニ付テノ調査ハ諸君ニ於テモ絶ヘス注意ス可キ所ナルモ若シ不明ノ場合ハ本省ニ照會スル等ノ方法ヲ採ララルルニ於テハ本省ニ於テモ出來得ル限り調査回答スル心算ナリ

副業獎勵金交付表

(自昭和十四年度  
至昭和十四年度)



六  
刊  
卷  
第  
一  
册  
自  
大  
正  
十  
四  
年  
第  
一







木

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 四、八六四

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 四、七〇三

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 四、三八〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 五、三九一

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 五、六〇二

馬

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 七、一六六

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 六、九〇〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 七、〇九五

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 六、五五八

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 六、五九四

玉

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 五、〇三五

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 五、二〇〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 五、八六〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 九、一五〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 五、九五八

葉

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 六、五六八

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 六、二六五

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 五、七八六

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 五、五五五

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 五、九九五

木

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 一、七〇三

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 一、三〇〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 一、二〇〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 二、〇六六

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 二、〇〇九

馬

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 一、〇〇〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 一、〇〇〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 一、〇〇〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 二、四〇〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 二、二二七

玉

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 一、〇〇〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 一、〇〇〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 一、〇〇〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 一、九八二

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 二、一五四

葉

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 一、〇〇〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 一、〇〇〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 一、〇〇〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 一、八三〇

補助器具... 補助器具... 補助器具...

計 二、二三〇



















高知

製組裁副助... 計 五、三九九

入表獎柳合... 計 六、七〇七

所用製製合... 計 六、九四二

中第入業業... 計 九、三九〇

購副茶業所... 計 四、六四一

福岡

菜溫品木... 計 四、八七三

加理械加... 計 六、九一一

業獎演副... 計 七、五六〇

業九工家... 計 一、六四五

賜各共機... 計 七、七四八

佐賀

改評付業... 計 五、六五九

湖種及獎... 計 五、五〇〇

茶業及獎... 計 五、二六八

製導果副... 計 五、六四七

島場鷗樹... 計 四、八四八

長崎

造理入造... 計 七、〇三一

機造工茶... 計 六、四〇〇

整織製細... 計 五、四八一

助細理人... 計 五、三九五

補藥整養... 計 四、九二三

推助桃苗... 計 七、〇三〇

推助桃苗... 計 八、〇〇〇

推助桃苗... 計 〇、〇〇〇

業藥苗李... 計 三、二二〇

補品養山... 計 二、八九八











正誤表

頁	行	誤	正
一	一〇	專任職へノ設置ヲ獎勵セリ	專任職員ノ設置ヲ獎勵セリ
九	一八	副業費	副業獎勵費
三	一	申請書類	申請書類
五	二	添附書	添附書類
三	二	甲種村	甲種A村
四	二	七種地方	七種地方
六	七	七種地方	七種地方
六	七	制限ナキ	制限ナキ
七	七	以下ナキ	以下ナキ
八	七	肝要的ナリ	肝要ナリ
八	一〇	産業ノ發達	産業的發達

五日印刷  
一日發行

林省農務局

刷所 小菅刑務所  
東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅二八四番地

印刷者 竹田益平  
東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅二八四番地

昭和五年十月二十五日印刷  
 昭和五年十一月一日發行  
 農林省農務局

第一	...	...	...	...
第二	...	...	...	...
第三	...	...	...	...
第四	...	...	...	...
第五	...	...	...	...
第六	...	...	...	...
第七	...	...	...	...
第八	...	...	...	...
第九	...	...	...	...
第十	...	...	...	...

昭和五年十月二十五日印刷  
 昭和五年十一月一日發行

農林省農務局

印刷所  
 東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅二八四番地

印刷者  
 東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅二八四番地  
 竹田益平

373  
385

終